

「住宅の新築、リフォーム等」をお考えの皆さま、ぜひご利用ください。

## ①【持家住宅建築奨励補助金】



○ 申請の条件は次のとおりです

- (1) 町内にある、自ら居住する住宅等の建設工事を行うこと
- (2) 朝日町建設総合組合、朝日町商工会に加入している建設業者と契約を結ぶこと
- (3) 令和5年3月31日までに工事を完了し、完了報告ができること
- (4) 町税等に滞納がないこと

○ 交付の対象となる建設工事は次のとおりです

- (1) 自ら居住する住宅の新築、増改築、その住宅に附属する小屋、車庫等及び外構の工事
- (2) 工事に係る費用が50万円以上の工事

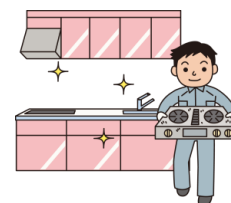
○ 補助金額等（下の表の世帯要件に該当する場合は、補助率と上限額が変わります）

工事要件	世帯要件	補助率	上限額
交付対象となる費用が50万円以上の工事	世帯要件なし	10%	50万円
(1)住宅の増改築又は附属建築物の居室等の新築、増改築を含む工事	(ア)世帯要件に該当	20%	70万円
(2)屋根の融雪化を含む建設工事で屋根の融雪化に係る工事費用が20万円以上の工事	(イ)世帯要件なし	20%	60万円
	(ウ)世帯要件に該当	20%	80万円
(3)住宅の新築に係る工事(造成工事については住宅を新築する年度のみとする)	(エ)世帯要件なし	10%	100万円
	(オ)世帯要件に該当	10%	120万円
(4)上記(2)及び(3)に該当する工事	(カ)世帯要件なし	10%	110万円
	(キ)世帯要件に該当	10%	130万円

○ 世帯要件

世帯		条件
要援護者世帯	高齢者世帯	家族が満65歳以上のみ、または、家族が満65歳以上と義務教育修了前の児童のみの世帯
	障がい者世帯	世帯主が、身体障がい者手帳（1級～4級）、精神障がい者または、療育手帳の交付を受けている世帯
婚姻世帯		令和3年4月1日から令和5年3月31日までに、婚姻により家族が増えた世帯、または増える予定の世帯
育児世帯		令和3年4月1日以降に、出産により家族が増えた世帯、または増える予定の世帯
転入世帯		令和3年4月1日から令和5年3月31日までに、申請者又は申請者の親族が転入により増えた世帯、または増える予定の世帯
三世帯世帯		3以上の世代が同居している世帯で、平成16年4月2日以降に生まれた家族がいる世帯

## ②【住宅リフォーム総合支援事業補助金】



○ 申請の条件は次のとおりです

- (1) 持家住宅建築奨励補助金に該当する場合
- (2) 令和5年2月28日までに工事を完了し、完了報告ができること

○ 交付の対象となる建設工事は次のとおりです

- (1) 下記のいずれかを含む住宅の工事
  - (ア)感染症対策
  - (イ)減災・部分補強
  - (ウ)寒さ対策・断熱化
  - (エ)バリアフリー化
  - (オ)県産木材使用
  - (カ)克雪化

○ 補助金額等（下の表の世帯要件に該当する場合は、補助率と上限額が変わります）

世帯の条件	補助率	上限額
世帯要件なし	10%	12万円
世帯要件に該当	15%	15万円

○ 世帯要件

世帯	条件
移住世帯	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに、申請者又は申請者の親族が県外から移住により増えた世帯、または増える予定の世帯
三世帯世帯	3以上の世代が同居している世帯で、平成16年4月2日以降に生まれた家族がいる世帯
婚姻世帯	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに、婚姻により家族が増えた世帯、または増える予定の世帯
育児世帯	令和3年4月1日以降に、出産により家族が増えた世帯、または増える予定の世帯

## ③【西山杉材利用住宅等建築奨励補助金】

○ 申請の条件は次のとおりです

- (1) 持家住宅の新築・増改築を行う者
- (2) 申請時に当該持ち家に住所を有する者。ただし、当該持ち家に住所を有しない場合は、完了報告から1年以内に居住する者
- (3) 朝日町建設総合組合、朝日町商工会に加入している建設業者と契約を結ぶこと
- (4) 令和5年3月31日までに工事を完了し、完了報告ができること
- (5) 町税に滞納がないこと

○ 交付の対象となる建設工事は次のとおりです

- (1) 使用する木材製品のうち、**西山杉材**を全部又は一部使用するもの
- (2) 使用する**西山杉材**の額が30万円以上であるもの
- (3) 町内の製材業者から納入された**西山杉材**を使用するもの

○ 補助金額等

- ・ 国産木材製品の額の50%以内で、上限額は60万円

